

お知らせ information

2015

11

■稚内北星学園大学の学生支援を行っています！

市では、稚内北星学園大学に入学する方、在学している方に対し、2つの支援制度を実施しています。

◆稚内市大学修学資金貸付制度

この制度は、同大学に通

◆正しい119番通報に協力をお願いします！

◆119番通報の際、必ず伝えて欲しいこと

消防隊や救急隊が迅速に災害現場に到着するために、住所や災害の内容などの正しい通報が必要です。

- ①「火事」「救急」どちらなのか
②住所(災害場所・近くの目標物)
③火災・事故などの状況(何が燃えているか)
④逃げ遅れた人はいないか

・連帯保証人が2人必要(保護者のほか、もう1人は条件あり)

・2年生以降：4月～5月 末まで

◆稚内市大学育英金支給制度
この制度は、同大学に入学した方に対し、育英金を給付するものです。

◆家屋の取得・取り壊し等をしたときは
家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有している方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

◆未登記家屋の所有者を変更したとき
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

貸付限度額
1人320万円を上限とし、1年次から4年次まで80万円を各学年の限度とします。

申請期間
1年生：入学する前年の12月～5月末まで

◆家屋を取得(新築・増築等)したとき
住宅、物置、店舗、倉庫などの家屋を新たに取得(新築・増築等)した方は、お、法務局で滅失(取り壊

◆家屋を取り壊したとき
家屋の一部や全部を取り壊した方は、すみやかに「家屋取り壊し届出書」を提出してください。

◆未登記家屋の所有者を変更したとき
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

※平成24年度以前の入学者は、改正前の貸し付け条件のまま利用可能です。

支給金額
月額2万5千円(5月と11月に半年分をまとめて支給)

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆家屋を取り壊したとき
家屋の一部や全部を取り壊した方は、すみやかに「家屋取り壊し届出書」を提出してください。

◆未登記家屋の所有者を変更したとき
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

また、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院なども適切な病院搬送に繋がる情報として、通信指

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆家屋の取得・取り壊し等をしたときは
家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有している方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

◆未登記家屋の所有者を変更したとき
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

◆災害等の問い合わせ

災害等の問い合わせに119番へ電話を掛ける方がいます。

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆家屋の取得・取り壊し等をしたときは
家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有している方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

◆未登記家屋の所有者を変更したとき
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

◆119番通報の際、必ず伝えて欲しいこと

①「火事」「救急」どちらなのか
②住所(災害場所・近くの目標物)

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆家屋の取得・取り壊し等をしたときは
家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有している方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

◆未登記家屋の所有者を変更したとき
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

◆問い合わせ

稚内消防署警防グループ
23・2176

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆家屋の取得・取り壊し等をしたときは
家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有している方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

◆未登記家屋の所有者を変更したとき
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。



■整備した器具一覧

Table with 2 columns: 品名 (Tent, Meeting chairs, Folding table, Storage, Water tank) and 数 (2 sheets, 30 legs, 8 tables, 2 units, 3 units)

※水槽ジャンボックスは、アイスキャンドル等の各種イベントで使用します。



整備された物品の一部(テーブル・テント)

◆宝くじは地域のお役に立っています

このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。

◆宝くじは地域のお役に立っています
このたび、大黒・末広地区まちづくり委員会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、テントやイス、テーブルといった町内会活動及びイベント用備品を整備しました。